官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○経済産業省特定業種石油等消費統計調査票の様式を定める件の一部を改正する告示（経済産業一二九）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、税理士登録抹消、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分関係　六
会社その他
会社決算公告　七

法規的告示

○経済産業省告示第百二十九号

経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則（昭和五十五年通商産業省令第三十号）第六条第二項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第三百九十五号（経済産業省特定業種石油等消費統計調査票の様式を定める件）の一部を次のように改正し、令和九年一月一日から施行する。

令和八年十月六日

経済産業大臣　赤澤　亮正